

令和7年度 河村財団助成金



申請期間：令和7年2月1日(土)～4月30日(水)

河村財団助成金は山口県内の青少年の健全育成を図るため、県内の団体が県内で実施する青少年健全育成事業に対して、1事業につき10万円を限度に助成する制度です。申請手続きの流れ、申請書等はホームページをご覧ください。

対象団体

山口県内に所在地を置く団体

助成金額

当財団の予算の範囲内で、
1事業につき上限10万円

対象事業

青少年の健全育成を目的とする各種事業

(国内外の交流事業を含みます)

次の事業は助成の対象になりません。

- ① 営利を目的とする事業、営利法人が行う事業
- ② 特定の宗教活動、政治活動又は商業活動の宣伝を意図する事業
- ③ 職域内又はグループ内を対象とする事業
(親睦のための行事など)

助成対象経費

講師・指導者等への謝金及び宿泊交通費
使用料・賃借料、活動に必要な備品等、消耗
品費、通信運搬費、印刷製本費、保険料等

- ① 事業費の全額を当財団の助成金のみで賄う事業は対象としません。
- ② 対象事業費の10%以上の自主財源(会費、負担金などを含む。)を確保してください。

申請・交付決定スケジュール

《助成対象期間》

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに
実施される事業

《申請期間》

令和7年2月1日(土)～4月30日(水) 必着

【申請回数】 同一内容の事業の申請は、原則として3回(3年度)まで

【交付決定】 令和7年5月下旬(予定) ※追加募集する場合は、ホームページ等でお知らせします。

【申請方法】 助成金交付申請書書式、記入例などは、当財団ホームページでダウンロードするか直接請求してください。助成金交付申請書は必ず郵送又は直接持ち込みの方法で提出してください。メールによる申請は受け付けません。

資料請求・問い合わせ先

公益財団法人 河村芳邦記念青少年育成財団

〒753-0064山口市神田町1-80 防長青年館(パルトピア山口内)

防長青年館には職員を配置していませんので、下記にお問い合わせをお願いします。

TEL:090-4802-1936 FAX:050-1269-7630 MAIL:kiraoka.oka@gmail.com

HPIはこちらから!



対象経費



科目	内容
報償費(謝金)	講師・指導者・司会者等(以下「講師等」という。)への謝金
旅費交通費	講師等の交通費、宿泊費
備品費	活動に必要な楽器、映像機器、事務机・椅子、パソコン、工具等
消耗品費	看板製作費、文房具、パネル等
印刷製本費	資料、プログラム等の印刷・コピー、写真プリント代等
通信運搬費	電話代、ファックス代、切手・ハガキ代、宅配メール便等
光熱水費	光熱水費
使用料	会場設営費、会場使用料、リース料、レンタル料
保険料	損害保険等

こんな事業が採択されています



工作教室



伝統文化教室



防災デイキャンプ



自然体験活動



子ども食堂



子どもたちの
居場所づくり



外国と山口をつなぐ
国際交流



音楽・舞台などの
公演



スポーツ教室
など